

“ハラスメント” (悩みの種・嫌がらせ) を考える

世の中の基準の変化と共に、セクハラ、パワハラ等、さまざまなハラスメントがクローズアップされてきました。どのハラスメントも、力関係上優位な者が劣位にある者に圧力をかけるという意味では、ほぼ同じ現象を指しています。そしてこの問題は、日本の自殺者が1998年以降9年連続3万人を超え、精神疾患も増加しているというメンタルヘルス問題にも波及していると思われます。柔軟で健康な心を形成することにより、家庭・職場・学校・地域での円滑でバランスの取れた人間関係が醸成されるのではないのでしょうか。

そこで、健全な男女共同参画社会を進めていく上には、ハラスメント問題への取り組みと解決が、重要な鍵になると考え、取り上げました。

いわき市のDVドメスティック・バイオレンス

いわき市では、女性相談の件数が、年々増加しています。

相談の多くは離婚問題ですが、その裏には、夫の暴力や借金、ギャンブルなど他の問題も潜んでいることが多いのです。

それらの対応について、女性相談員*の方に、お話を伺いました。

Q. DVとは？

A. 夫婦・恋人間など親密な男女間に起こる暴力をいいます。

主に、社会的・経済的・体力的に力のある男性が、暴力で女性を支配し、コントロールしようとする事は、女性の人権を奪っていることとなります。

外出の制限などの束縛は、愛情ではありません。夫の言い分だけ受け入れて、妻の望むことができないのであれば、あやつられていることとなります。暴力は、その手段となります。

「自分の言動さえ注意すれば」と、DVを認めたくない女性もいますが、暴力を肯定しないために、法的手続きが必要な場合があります。

Q. DV被害者は、なぜ逃げるできないのか？

A. 逃げられない理由として、恐怖感(逃げたら殺されるかもしれない)、無力感(助けてくれる人は誰もいない)、複雑な心境(暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ)、経済的問題、子どもの問題、仕事や人間関係など失うものが大きいことが挙げられます。

被害者は「生活を変えたくない、自分が我慢さえすれば」と思いがちです。

Q. 暴力をなくすための対処法は？

A. 小さいうちから年齢に応じた「暴力はいけない」という教育が必要です。暴力は、親から子へ連鎖します。

また、コミュニケーションの教育も大切です。「男は寡黙でいいんだ」という考え方から、自分の想いを伝えようと暴力で相手を押さえつけることのないように、お互いを尊重し、十分に理解しあえるような、コミュニケーションの技術(アサーティブネス: 4ページ参照)を身につけなければならないと思います。

*女性相談員とは

売春防止法・DV防止法に基づき、DV被害者である女性からの相談を受け付けています。場合によって、一時保護や自立した生活を送るための情報提供、保護命令申し立てに際して、地裁の請求に基づく書面作成等の援助をしています。

いわき市には、現在2名、内郷・好間・三和地区保健福祉センター(電話:27-8612)と小名浜地区保健福祉センター(電話:54-2521)に配置されています。

モラルハラスメント

自分より立場の弱い相手に、人格や尊厳を傷つける言葉や行動を繰り返すことで、心身に傷を負わせることです。

パワハラ(パワーハラスメント)

「パワハラ」とは、職務権限(パワー)を利用した上司によるいじめ嫌がらせのことです。その要因としては、①加害者個人の性格や現在の状況 ②組織体制の不整備 ③当事者間のコミュニケーションのズレ等が挙げられます。

産業構造の変化により、雇用形態・職場環境・社員の意識等が変わってきています。固定化された情報や、価値観を持っているだけでは変化に対応できず、人間関係にひずみが生じます。職場における人間関係の悪化は、社員個人やその家族だけでなく、所属する企業自体の評価を落とす問題ともなりえるのです。

☆セクハラ(セクシャル・ハラスメント)

性的嫌がらせ、性的脅かし

☆ドクハラ(ドクター・ハラスメント)

医者が患者に行う嫌がらせ

☆アカハラ(アカデミック・ハラスメント)

研究や教育の場における、権力を利用した嫌がらせ

☆アルコール・ハラスメント

アルコールの強要や、飲んで迷惑をかける嫌がらせ



夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶にむけたシンボルマーク

【内閣府男女共同参画局作成】